令和2年4月末日

ご利用者・ご家族の皆さま

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的対応期間における

訪問看護師による電話対応についてのお知らせ

公益財団法人日本訪問看護財団立

あすか山訪問看護ステーション

統括所長　平原　優美

拝啓　日頃よりあすか山訪問看護ステーションをご利用いただきありがとうございます。ご利用者・ご家族の皆さまにおかれましては、日々、新型コロナウイルス感染症についての様々な情報により、ご不安な日々をお過ごしのことと思います。

　この感染症にかかることを心配された皆さまからのご要望で訪問看護が実施できなかった場合に、代わりに訪問看護師が電話で病状確認や療養上の相談・助言などを行なって、訪問看護の報酬をいただくことができるようになりました（令和2年4月24日付厚生労働省（医療課・老人保健課）事務連絡）。以下に私たちの対応と介護保険・医療保険の報酬についてご案内いたします。

**【訪問ではなく電話による病状観察や療養指導等をご希望の方への私たちの対応】**

・皆様には電話対応の方法と医療上の必要性などを説明し、ご理解・同意をいただきます。

・主治医に連絡し、主治医の指示を受けて対応します。

・電話では、ご体調の確認、自宅でできる感染予防方法・リハビリテーションの指導、免疫力を高めるための療養生活の指導、不安の緩和やお気持ちの支援等を行います。

・電話により、肺炎症状その他の対応が必要とわかった場合は、すぐに主治医に報告の上、適切な治療が受けられるように支援します。

・電話は、看護師が担当させていただきます。

・月に1日以上は訪問看護を行います。

**【電話による病状観察や療養指導等の費用（報酬）】**

■介護保険ご利用の方：訪問看護費　　　　　　　1週間につき311単位

：介護予防訪問看護費　　　1週間につき300単位

■医療保険ご利用の方：訪問看護管理療養費　 　 1回につき3,000円

【留意点】

※当該月に1日以上の訪問看護を実施することが前提のため、その費用は別途かかります。

※利用料につきましては皆さまのご負担割合により異なります。

報酬の1割、2割、3割のご負担となります。

敬具